

会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人環境市民プラットフォームとやまの定款第6条第1項の規定に基づき、この法人の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員種別)

第2条 次の各号に該当し、この法人の目的、事業に賛同する個人・法人は、理事長の承認を得て会員となることができる。

この法人の会員は、以下に規定する5種とし、このうち(1)正会員、(2)団体会員、(3)企業会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下、「一般法人法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員：この法人の目的に賛同して入会した非営利の団体
- (3) 企業会員：この法人の目的に賛同して入会した企業及び事業所
- (4) 一般会員：この法人の事業を賛助し、情報を得る目的で入会した個人
- (5) 学生会員：この法人の事業を賛助し、情報を得る目的で入会した高校生以上の学生

(賛助会員)

第3条 団体並びに個人で、この法人の活動を賛助する者は、理事長の承認を得て賛助会員となることができる。

(入会手続)

第5条 前各条の会員(以下単に「会員」という。)になるようとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

第6条 会員は、入会するときに年会費を納入しなければならない。

2 年会費は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

- (1) 正会員：1口 5,000円
- (2) 団体会員：1口 10,000円
- (3) 企業会員：1口 30,000円
- (4) 一般会員：1口 3,000円
- (5) 学生会員：1口 1,000円

(会員の特典)

第7条 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) この法人のWEBサイトに会員名等を掲載する。
- (2) この法人の発行する媒体による情報提供を受け、又は情報を発信できる。
- (3) この法人の扱う出版物を割引料金で購入できる。
- (4) この法人が主催、共催する研修会、セミナー等に無料又は割引料金で参加できる。

(会費の使途)

第8条 第6条の会費は、毎事業年度におけるその合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、定款第10条会員に対する是正勧告を経たのちに、定款第12条に従い、社員総会の決議を経て、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の一週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款その他規程に違反したとき
- (2) 第4条に定める目的及び活動にそぐわない、もしくはこの法人の名誉を傷つける重大な不正や不祥事があったとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

(退会)

第10条 会員はいつでも退会通知をこの法人に提出することにより、退会することができる。
2 前項の場合、定款第12条に従い既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(理事会への報告)

第11条 理事長は新たに会員となった者及び除名並びに退会した者について、その属性及び入会の承認又は退会若しくは除名した理由を理事会に報告するものとする。

(改正)

第12条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、2018年7月1日より施行する。(2018年6月29日理事会議決)